

## Ⅱ 災害予防・応急対策

### 第3章 防災・減災の基本理念

#### 第5節 大阪市防災・減災条例

##### 1. 自助・共助・公助で命を守る

国や府、そして大阪市では、大規模災害から人命や財産を守るために、阪神・淡路大震災、東日本大震災等を教訓に、防災・減災対策に取り組んでいます。しかしながら、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震など、甚大な被害が想定される大規模災害に対しては、行政機関の「公助」による対策だけでは限界があります。防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えを持って、地域住民や事業者の皆さんが力をあわせて、「自分を守り、家族を守り、隣人を助ける」自助、共助の着実な取り組みを行なうことが必要です。

大阪市では、平成27年2月1日から大阪市防災・減災条例を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

#### 大阪市防災・減災条例 第3条（基本理念）

防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力する

##### 2. 市民・事業者・本市の責務と役割

###### （1）市民の責務・役割

- 自らの安全は自ら守るという防災意識を持ち、平常時よりいざという時のために備える。
  - ・食糧、飲料水その他の生活必需品の備蓄
  - ・防災訓練への参加
  - ・自らが所有あるいは占有する建築物の安全性の向上
- 災害時には自らの安全を守るとともに、近隣の方などと助け合う。
  - ・初期消火
  - ・近隣の負傷者、避難行動要支援者への援助
  - ・避難所の自主的運営
- 自主防災組織を結成し、災害時における協力体制を築いておく。
  - ・防災関係機関が行う防災活動との連携、協力
  - ・過去の災害から得られた教訓の伝承

## (2) 事業者の責務・役割

- 事業者が災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、平常時よりいざというときのための計画等を策定する。
  - ・事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）の策定
  - ・防災体制の整備及び防災訓練の実施
  - ・事業所の耐震化
  - ・予想被害からの復旧計画策定
  - ・従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供
- 事業者ごとの能力を活用し、本市、市民及び自主防災組織と積極的に連携して自主防災活動の推進に努める。
- 災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材または役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、本市が実施する防災関連施策に協力するよう努める。

## (3) 大阪市の責務、役割

- 市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各指定地方行政機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- 地域防災力の充実強化に努める。
  - ・自主防災組織等の充実及び自発的な防災活動の促進
  - ・事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実施など、事業者の防災活動の促進
- ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。
- 男女共同参画、高齢者、障がい者、外国籍の方、ボランティア団体等、多様な主体の防災活動への参画を促進するとともに、要配慮者への配慮に努める。